

(2) 商法上の匿名組合契約に係る課税の取扱い

① 匿名組合契約による組合員の所得

36・37 共—21 匿名組合契約(商法第 535 条《匿名組合契約》の規定による契約をいう。以下この項及び 36・37 共—21 の 2 において同じ。)を締結する者で当該匿名組合契約に基づいて出資をする者(匿名組合契約に基づいて出資をする者のその匿名組合契約に係る地位の承継をする者を含む。以下この項及び 36・37 共—21 の 2 において「匿名組合員」という。)が当該匿名組合契約に基づく営業者から受ける利益の分配は雑所得とする。

ただし、匿名組合員が当該匿名組合契約に基づいて営業者の営む事業(以下この項及び 36・37 共—21 の 2 において「組合事業」という。)に係る重要な業務執行の決定を行っているなど組合事業を営業者と共に経営していると認められる場合には、当該匿名組合員が当該営業者から受ける利益の分配は、当該営業者の営業の内容に従い、事業所得又はその他の各種所得とする。

(注) 1 匿名組合契約に基づく営業者から受ける利益の分配とは、匿名組合員が当該営業者から支払を受けるものをいう(出資の払戻しとして支払を受けるものを除く)。以下 36・37 共—21 の 2 において同じ。

2 営業者から受ける利益の分配が、当該営業の利益の有無にかかわらず一定額又は出資額に対する一定割合によるものである場合には、その分配は金銭の貸付けから生じる所得となる。

なお、当該所得が事業所得であるかどうかの判定については、27-6 参照。

○ 構成員課税について

商法第 535 条《匿名組合契約》の規定による契約(以下「匿名組合契約」という。また、当該契約により成立する組合を「匿名組合」という。)は、当事者間における契約にすぎず、組合自体が権利・義務の主体とはなり得ないものとされている(商法 535、536)。

なお、匿名組合契約に基づき営業者の営む事業から生ずる利益等に係る課税の取扱いについては、所得税法に特段の規定が設けられてはいない。

本通達及び所基通 36・37 共—21 の 2 は、匿名組合契約に基づき営業者の営む事業に係る所得計算の基本的な取扱いを明らかにしたものである。

○ 匿名組合契約に基づき匿名組合員が営業者から受ける利益の分配に係る所得区分について

本通達は、匿名組合契約における匿名組合員は法制上組合財産の共有持分を有さないとする法的性質を有すること及び近年の匿名組合契約は、営業者が主導権を持って複数の匿名組合契約を締結し多くの匿名組合員から事業資金の出資を募る手段として用いられる出資・投資の対価という側面が強いことから、匿名組合員が匿名組合契約に基づく営業者から受ける利益の分配は雑所得となることを明らかにしたものである。

なお、「ただし」書きは、例えば、組合事業や営業者の営業が所得税法上「事業」であり、かつ、匿名組合員が重要な業務執行の決定を行っている場合など、単なる出資者としてでは

なく、営業者と共に経営しているものと認められる場合には、事業所得をはじめ、営業者の営業の内容に従い、その所得の性質を決めることを明らかにしたものである。